六四〇三・四〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）		X
六四〇三・五一	その他の履物（本底が革製のものに限る。）		
	くるぶしを覆うもの		
	室内用履物	二四%	B10
	その他のもの		
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X
	その他のもの	二一・六%	B10
六四〇三・五九	その他のもの		
	スリッパその他の室内用履物		
	スリッパ		X
	その他のもの	二四%	B10
	その他のもの		
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X
	その他のもの	二一・六%	B10
	その他の履物		
六四〇三・九一	くるぶしを覆うもの		
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）		
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X
	その他のもの	二一・六%	B10
	その他のもの		
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X
	その他のもの	二四%	B10
六四〇三・九九	その他のもの		
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）		
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X
	その他のもの	二一・六%	B10
	その他のもの		
	スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X
	その他のもの	二四%	B10
六四・〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）		
	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）		
六四〇四・一一	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物		X
六四〇四・一九	その他のもの		X
六四〇四・二〇	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）		
	甲に毛皮を使用したもの		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	B10
	その他のもの		X
	本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）		
	キャンバスシューズ		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）	一七・三%	B10
	その他のもの		X
	その他のもの		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	B10
	その他のもの		X
	その他のもの	六・七%	B10

六四・〇五	その他の履物		
六四〇五・一〇	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの		
	本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	B10
	その他のもの		X
	本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	八%	B10
	その他のもの	三・四%	B10
六四〇五・二〇	甲が紡織用繊維製のもの		X
六四〇五・九〇	その他のもの		X
六四・〇六	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品		
六四〇六・一〇	甲及びその部分品（芯を除く。）		
	革製のもの及び毛皮を使用したもの		X
	その他のもの	三・四%	B10
六四〇六・二〇	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	三・四%	B10
	その他のもの		
六四〇六・九一	木製のもの		
	毛皮を使用したもの		X
	その他のもの	三・四%	B10
六四〇六・九九	その他の材料製のもの		
	革製のもの及び毛皮を使用したもの		X
	その他のもの	三・四%	B10
第六五類	帽子及びその部分品		A
第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品		A
第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品		A
第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品		A
第六九類	陶磁製品		A
第七〇類	ガラス及びその製品		
七〇〇一・〇〇	ガラスのくず及び塊		A
七〇・〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）		A
七〇・〇三	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）		A
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）		A